

長野県工業技術総合センター外部評価委員会設置要綱

(設 置)

第1条 工業技術総合センター（以下「センター」という。）が、外部から評価を受けることにより、より効率的・効果的に事業を推進できるようにするため、センターに外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 委員会はセンターの使命、使命達成のための各技術部門の任務、任務達成のための方法・手段・具体的業務、業務実績等を評価するものとする。

(実 施)

第3条 委員会の実施方法は、別に定める「長野県工業技術総合センター外部評価委員会実施要領」によるものとする。

(組 織)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる機関等から、公正な立場で評価できる者をセンター所長が選任する。また、委員構成は産業振興に係る委員及び技術分野の専門委員とする。

- (1) 学術機関
 - (2) 企業
 - (3) 工業振興団体
 - (4) その他必要と認められた者
- 2 委員会に、委員の互選により、委員長及び副委員長をおく。
 - 3 委員長は、委員会を統括する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときには職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

(会 議)

第6条 委員会はセンター所長が招集する。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、センター所長が定める。

(付 則)

この要綱は、平成17年8月10日から適用する。

(付 則)

この要綱は、平成21年7月1日から適用する。